アルマティ	カザフスタン	1010.5	21.3	0.1	47	79	3	5
タシケント	ウズベキスタン	1008.6	24.1	-1.6	21	219	5	4
バンコク	タ　イ	1006.9	29.5	0.0	219	146	4	11
クアラルンプール	マレーシア	1009.4	28.8	1.3	141	113	4	8
ニューデリー	イ ン ド	997.9	34.5	1.1	20	25	1	5
コロンボ	スリランカ	1009.0	28.0	0.1	157	71	—	21
カ ラ チ	パキスタン	1001.6	31.7	0.0	3	41	4	1
モスクワ	ロ シ ア	1015.7	17.3	0.2	46	54	—	13
ミンスク	ベラルーシ	1012.9	15.8	-0.5	187	209	6	16
キ エ フ	ウクライナ	1013.2	20.4	2.0	63	83	2	11
ヘルシンキ	フィンランド	1013.1	14.2	-0.5	77	160	5	9
オ ス ロ	ノルウェー	------	----	----	----	----	--	--
コペンハーゲン	デンマーク	1014.6	15.1	-0.6	93	167	—	7
ワルシャワ	ポーランド	1013.0	16.2	-0.4	149	210	6	14
ベルリン	ド イ ツ	------	----	----	----	----	--	--
プ ラ ハ	チ ェ コ	1014.8	15.1	-0.6	90	125	4	14
ブカレスト	ルーマニア	1013.4	20.8	0.1	87	103	4	12
ベオグラード	セルビア	1013.1	20.7	0.3	151	157	5	15
レイキャビク	アイスランド	1018.7	10.1	1.2	29	63	1	7
ダブリン	アイルランド	1017.5	13.2	-0.1	64	106	--	6
ロンドン	イギリス	1017.3	17.3	----	34	71	2	5
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1016.3	16.0	0.8	89	113	3	9
パ　リ	フランス	1016.9	17.6	----	57	----	--	7
ウィーン	オーストリア	1013.2	18.2	0.0	142	203	5	9
ジュネーブ	ス イ ス	1015.2	18.3	1.6	92	101	--	9
マドリード	スペイン	1012.6	23.7	3.0	11	42	2	4
リスボン	ポルトガル	1015.9	21.8	1.3	59	353	5	6
アンカラ	ト ル コ	1010.6	22.0	2.2	28	79	—	7
ダマスカス	シ リ ア	1006.2	26.8	2.4	0	0	--	0
リ ヤ ド	サウジアラビア	1003.0	36.8	2.3	0	----	--	0
アスワン	エジプト	1006.2	34.5	1.3	0	----	1	0
チュニス	チュニジア	1015.3	25.6	2.1	0	0	1	0
カサブランカ	モロッコ	1015.8	23.1	2.9	0	0	2	0
アジスアベバ	エチオピア	1008.8	19.1	2.0	80	62	2	10
バ マ コ	マ　リ	1009.7	29.2	0.5	84	74	--	11
ダカール	セネガル	1012.8	25.8	0.4	----	----	--	--
ダルエスサラーム	タンザニア	1015.8	25.2	1.0	11	26	--	3
ケープタウン	南アフリカ	1013.2	14.1	1.3	108	110	4	10
グース	カ ナ ダ	1012.6	13.0	1.9	64	61	2	9
ホワイトホース	カ ナ ダ	1011.7	13.3	1.4	22	68	3	5
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1010.8	20.1	-1.8	215	236	6	16
ワシントン	アメリカ合衆国	1011.0	23.1	-0.9	149	184	5	9
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1011.5	19.8	-0.6	182	200	6	14
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1012.7	17.2	0.7	1	40	3	0
モンテレー	メキシコ	------	----	----	----	----	--	--
キングストン	ジャマイカ	1013.4	27.7	-1.0	----	----	--	--
サンファン	プエルトリコ	1015.5	28.5	0.2	263	319	--	15
カラカス	ベネズエラ	1012.2	29.0	2.5	9	17	1	2
フォルタレザ	ブラジル	------	26.0	0.1	253	156	4	11
リ　マ	ペ ル ー	------	----	----	----	----	--	--
ロサリオ	アルゼンチン	1018.6	9.6	-1.1	0	0	1	0
ホノルル	ハ ワ イ	1016.4	28.1	1.6	1	10	--	0
ポンペイ	ミクロネシア	1011.0	27.0	-0.3	55	13	--	4
コロール	パ ラ オ	1009.9	27.8	0.1	394	89	--	23
ナンディ	フィジー	1013.3	23.5	-0.2	114	177	5	7
クライストチャーチ	ニュージーランド	1019.3	5.6	-0.7	19	27	1	7
ブリスベーン	オーストラリア	1017.2	15.3	-0.5	92	167	--	11
キャンベラ	オーストラリア	1018.6	7.5	1.0	37	96	4	10
パ ー ス	オーストラリア	1015.3	13.3	-0.7	128	87	2	13
昭和基地	南　極	991.6	-11.6	4.1	----	----	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諸　事　項

公示送達

審査請求人　福岡県福岡市東区箱崎５－８－18
高松団地10棟59号
西村　文余

上記の者に送達すべき平成21年度福年審148号の審査請求事件に関する決定書の謄本は、福岡市博多区博多駅前３―25―21博多駅前ビジネスセンター福岡社会保険事務局内社会保険審査官が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成21年７月23日

福岡社会保険事務局社会保険審査官
棚町　重典

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月23日

中国地方整備局長　藤田　武彦

1　処分をした年月日　平成21年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オービス　御輿　岩男　広島県福山市南松永町四丁目１番48号　国土交通大臣許可（特―18）第14081号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月23日

中国地方整備局長　藤田　武彦

1　処分をした年月日　平成21年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイキン空調中国株式会社　西川　善樹　広島県広島市東区曙四丁目３番26号　国土交通大臣許可（特―20）第17786号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年６月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月23日

四国地方整備局長　木村　昌司

1　処分をした年月日　平成21年７月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイオーエンジニアリング株式会社　山﨑　浩史　愛媛県四国中央市寒川町4765―２　国土交通大臣許可（般・特―19）第5521号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月23日

四国地方整備局長　木村　昌司